

2020年5月19日

各 位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
問合せ先 代表取締役副社長 菊池 正英
(TEL: 03-6262-6402)

管理会社における金融商品取引法に基づく届出（兼業業務の届出）に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するタカラアセットマネジメント株式会社（以下「管理会社」といいます。）は、本日、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第117条第4号に規定する機関の運営に関する事務（注）を本投資法人から受託する予定であることに伴い、社内態勢を整備し、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づき、金融庁に対して兼業業務の届出を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、機関の運営に関する一般事務受託者の変更に関しましては、本日付「機関の運営に関する一般事務受託者の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（注）当該機関の運営に関する事務とは、本投資法人の機関（役員会）の運営その他これに付随関連する事務を指します。

記

1. 届出を行うことを決定した日

2020年5月19日

2. 兼業業務に係る届出を行う行政庁

金融庁

3. 届出内容

金商法第35条第3項に基づき、金商法第35条第2項に掲げる兼業業務を開始する旨を以下のとおり届出いたします。

（1）兼業業務の種類

本投資法人から投信法第117条第4号の規定による委託を受けて機関の運営に関する事務を行う業務

（2）届出予定日及び業務開始予定日

届出予定日 2020年5月19日以降遅滞なく

業務開始予定日 2020年6月1日

なお、管理会社は上記の兼業業務の届出に伴い、金商法第31条第1項に基づく金融商品取引業の登録にかかる変更届出及び同条3項に基づく業務内容又は方法の変更届出を行います。

4. 届出を行う理由

機関の運営に関する一般事務は、資産の運用に関する業務との関連性が高く、両業務のより効率

的な運営を図るべく本投資法人の管理会社が本件業務を受託することを可能とするため、管理会社の社内態勢を整備した上で、届出を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

本件一般事務受託者の変更につきましては、2020年6月1日から開始予定であるため、本投資法人の2020年5月期（2019年12月1日～2020年5月31日）における運用状況に与える影響はなく、2020年11月期（2020年6月1日～2020年11月30日）における運用状況に与える影響も軽微であるため、本件による運用状況の予想の変更はありません。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>